



型紙は、数枚の和紙を柿渋で貼り合わせて作った型地紙に、彫刻刀で模様を切り抜いたもので、染色の型として用いた。日本では、鎌倉時代頃から型紙を用いた染色が見られるようになり、江戸時代中期には庶民を含めた社会のあらゆる階層に普及し、衣服などの染織品に幅広く用いられた。こうした中で日本独自の美しいデザインや高度な技術を発展させていった。

型紙には、様々なものが題材として用いられ、四季折々の自然や多様な生きものを題材とした作品も多い。中には、農業など人の生活を題材としたものもある。題材として用いられている生きものには意味の込められているものもあり、例えば、トンボは強さと俊敏さを表し、海老は長寿の象徴とされた。こうした日本の伝統文化である型紙は、まさに生物多様性によってはぐくまれたものである。

表紙：東京藝術大学所蔵作品より作成

豊かな 自然共生社会の 実現に向けて

生物多様性国家戦略
2012-2020

平成 24 年 9 月発行
編集・発行 環境省自然環境局
生物多様性ウェブサイト 生物多様性国家戦略
<http://www.biodic.go.jp/biodiversity/wakaru/initiatives/index.html>
E-mail: NBSAP@env.go.jp

編集：(一財)自然環境研究センター
デザイン：UNPLUG LLC.

©Ministry of the Environment 2012



人と自然が共生する島—日本—

日本は北緯 20 度から 45 度の中緯度に位置し、南北約 3,000km にわたり数千の大小さまざまな島しょが細長く連なる島国で、亜熱帯から亜寒帯までの幅広い生態系が見られます。国土の約 3 分の 2 を森林が占め、海岸から山岳まで標高差の大きい複雑な地形が広がり、季節風の影響によるはっきりとした四季の変化があります。こうしたことにより多様な生息・生育環境が作りだされてきた結果、現在、知られているものだけで 9 万種以上、まだ知られていないものを含めると 30 万種を超える生きものがいると推定されています。固有種の比率が先進国の中では極めて高く、陸に棲む哺乳類の約 4 割（海に棲む哺乳類も含めると 3 割）、両生類の約 8 割が固有種です。先進国で唯一野生のサルが生息していることも、わが国の豊かな自然環境を物語っています。また、里地里山や農地など人が手を入れることにより特有の自然環境が形成されてきた地域が広がっていることも、わが国の生物多様性を豊かなものとしています。さらに、わが国はアジア地域とのつながりが特に大きく、大陸との接続と分断が繰り返されてきたことで、氷河期に大陸から移動し現在もわが国で生き残っている種や、独自の進化を遂げた種が見られます。このほか、アジアを中心とする国々の国境を越えて行き来する渡り鳥などは、日本を繁殖地や越冬地として利用しています。



谷沿いに広がる棚田（新潟県）



ニホンザル



ニホンアマガエル



群生するエダサンゴ（沖縄県）

自然への働きかけの縮小

日本では、人間による自然への働きかけが縮小することによる生物多様性への影響が問題となっています。燃料としての木材利用の減少などの資源利用の変化や、山林や田畑の手入れの担い手の減少・高齢化等に伴い里地里山などが利用されなくなった結果、人が手を入れることによって維持されてきた二次的な自然環境に特有の生きものが絶滅の危機に瀕しています。また、近年ではシカやイノシシなどの分布が拡大し、生態系への影響や農林業への被害が深刻化しています。

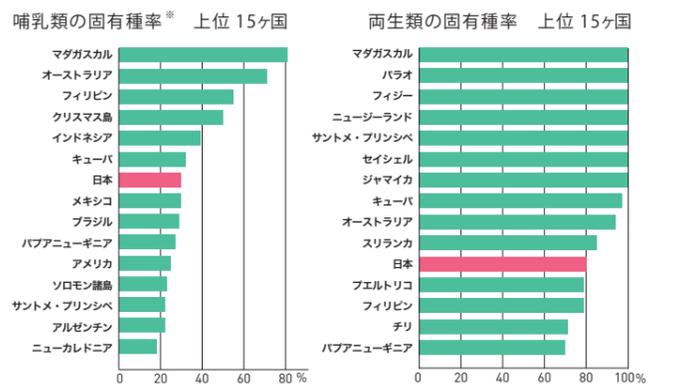
トキ野生復帰の取組

トキは日本では 1981 年に野生絶滅しましたが、1999 年に中国から譲り受けた同種から繁殖させて数を増やし、2008 年に新潟県の佐渡島で放鳥を開始しました。2012 年には放鳥したトキが野生下での繁殖に成功し、38 年ぶりとなるヒナの巣立ちが確認されました。トキは水田を中心とする里地里山で暮らす鳥で、地域の人々が協力した野生復帰の取組は、自然と共生した地域づくりのシンボルとなっています。

外来種対策が評価された小笠原諸島の世界自然遺産登録

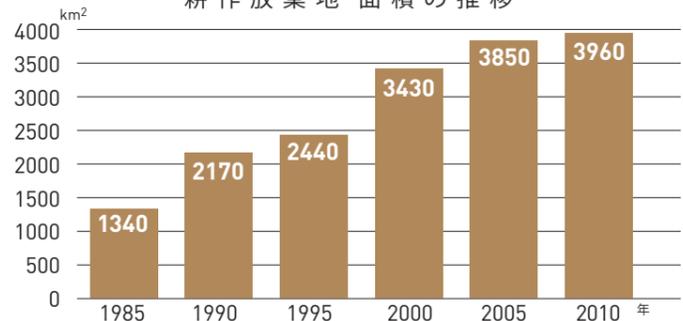
侵略的外来種の分布拡大による生物多様性への影響は、日本でも深刻な問題となっています。平成 23 年に世界自然遺産に登録された小笠原諸島は、ほかの陸地と一度もつながったことがない海洋島で、独特の進化を遂げた多くの固有種が生息・生育しています。しかし、グリーンアノールなどの外来種によるこれらの種の捕食が生態系に大きな影響を与えていました。世界自然遺産への登録にあたっては、こうした外来種の駆除など地域住民を始めとする様々な主体の連携による保全管理の成果が高く評価をされました。

世界有数の高い固有種率を誇る日本



*海棲哺乳類を含む
出典：IUCN, Global Mammal Assessment (GMA) より環境省作成
出典：IUCN, Global Amphibian Assessment (GAA) より環境省作成

耕作放棄地*面積の推移



* 耕地であったもので、過去1年間以上作物を栽培せず、数年の間に再び耕作するははっきりした意思のみられない土地
出典：農林水産省、農業センサス年報統計書



放鳥されたトキ（新潟県佐渡島）



小笠原固有種オガサワラゼミを捕食するグリーンアノール

「自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会」の実現に向けて

自然とともに生きることの意味

2011年3月に発生した東日本大震災は、地震と津波という大きな自然の力により、東北地方太平洋岸の地域を中心に、死者15,870名、行方不明者2,814名の人的被害をもたらしました（2012年9月19日現在）。また、被害推計額は約16兆9000億円にもおよび、人々とその生活に甚大な被害を与えました。東日本大震災を通じて私たちは、自然は豊かな恵みをもたらす一方で、時として大きな脅威ともなるということあらためて意識させられました。私たちはこうした自然の持つ二面性を理解するとともに、自然に対し感謝と畏敬の心をもって接し、人が自然の一部であることを理解しながら、自然のバランスを崩さず、将来にわたりその恵みを受けられるよう自然の理（ことわり）に沿って生きていくことが大切です。また、自然を次の世代に受け継ぐ資産として捉え、持続的な経済を考えていく必要があります。こうした人と自然との関わりを広げていくことにより、「自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会」をつくっていかねばなりません。



「三陸復興国立公園」の創設を核としたグリーン復興

東北地方太平洋岸地域は、豊かな自然に恵まれながら、一方で、繰り返される津波などの厳しい自然環境とともに人々が暮らしてきた地域です。こうした自然と共存していくための多くの知恵・技術・文化が育まれてきたこの地域の復興に向けて、「三陸復興国立公園」の創設を始めとした様々な取組を進めています。豊かな生態系を保全・再生することで、森・里・川・海のつながりを強め、自然の恵みと脅威を学び、人と自然の関わりや共生のあり方を見つめ直す場として新たな国立公園を作り上げていくことで被災地の復興・再生を図っていきます。



鶯島（青森県八戸市）

生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた5つの課題

生物多様性国家戦略 2012-2020 では、東日本大震災の経験や生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性を踏まえ、生物多様性によって支えられる自然共生社会を実現するための理念として、「自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会をつくる」ことを掲げました。以下では、こうした社会の実現に向けた、わが国の今後の課題と取組の方向性について示します。

1 生物多様性を社会に浸透させる

COP10を機に生物多様性の認知度は高まっていますが、実体験を通じた自然共生社会への理解や、企業や国民一人ひとりの具体的な行動の実践につなげていく、生物多様性の主流化が課題となっています。このため、「国連生物多様性の10年日本委員会」を通じた様々な主体の連携による取組や生物多様性の経済的価値評価を推進するなど、様々な手段・機会を通じて生物多様性の重要性を分かりやすく伝え、生物多様性に配慮した社会経済システムやライフスタイルへの転換を図ります。



国連生物多様性の10年日本委員会ロゴマーク

2 担い手と連携の確保

自然再生、里地里山の保全、外来種の駆除など、生物多様性の保全や持続可能な利用に向けた活動は各地で進展していますが、各主体間の連携・協働を促進し、横断的な取組を進めていくことや取組を継続していくための仕組みづくりが課題となっています。また、こうした活動を担う人材も不足しています。このため、多様な主体による連携の仕組みづくりを推進するとともに、生態系の保全や持続可能な農林水産業などを担う人材の育成を進めます。



3 自然の恵みでつながる地域

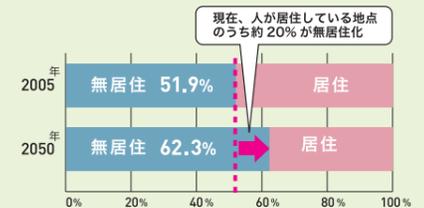
自然共生社会の実現に向けては、地域が生み出す自然の恵みを地域の中で循環して持続的に活用していく自立分散型の地域社会を目指していくことを基本としながら、それが困難なものについて、国内外を含めたより広域の視点で捉えていくという考え方が重要です。わが国では、このように自然の恵みでつながる地域を「自然共生圏」と捉え、その中で連携や交流を深め、お互いに支え合う関係をつくっていきます。



4 人口減少等を踏まえた国土の保全管理

日本の人口は現在の約1億2,800万人から、2060年には約8,700万人に減少すると予測されています。それに伴い人が住まなくなる土地も増えると予測されており、こうした状況を踏まえ、自然の遷移に任せて森林に移行させていく地域や重点的に保全すべき里地里山を明らかにするなど、総合的な判断も含めて国土の将来あるべき姿を描いていく必要があります。また、開発等で分断化された国土の自然のつながりを取り戻すと同時に、海外とのつながりも考慮した生態系ネットワークの形成を進めます。

国土面積に占める居住地・無居住地の割合の推移予測 (2005→2050)



5 科学的基盤を強化し、政策に結びつける

正しい理解と認識に基づき生物多様性の保全と持続可能な利用を適切に進めていくためには、生物多様性に関する科学的知見を充実させていく必要があります。このため、生物多様性に関するデータの充実と継続的な更新、速報性の向上を図り、指標などによる総合的な評価を通じ、国の政策や各主体の取組により一層活用していきます。また、「生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム (IPBES)」への積極的な貢献や国内体制の整備を進めます。

愛知目標の達成に向けて

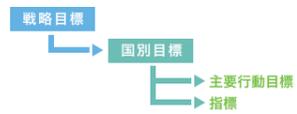
2010年10月、愛知県名古屋市で生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が開催され、2011年以降の新たな世界目標である愛知目標を含む「戦略計画 2011-2020」や「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分(ABS)に関する名古屋議定書」が採択されるなど、大きな成果を残した歴史的な会議となりました。生物多様性国家戦略 2012-2020 では、COP10で採択された「戦略計画 2011-2020」に沿った長期目標及び短期目標を掲げ、愛知目標の達成に向けたロードマップを示しました。さらに、100年先を見据えた国土のランドデザインを示しています。

2010年 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)

2012年 生物多様性国家戦略 2012-2020 策定

愛知目標達成に向けたロードマップ

愛知目標の達成に向けたロードマップとして、愛知目標に沿って5つの戦略目標毎に、わが国の状況やニーズ等に応じた13の国別目標、国別目標の達成に向けた48の主要行動目標、国別目標の達成状況を把握するための81の指標を設定しました。



2020年 短期目標

生物多様性の損失を止めるために、愛知目標の達成に向けたわが国における国別目標の達成を目指し、効果的かつ緊急な行動を実施する。

2050年 長期目標

生物多様性の維持・回復と持続可能な利用を通じて、わが国の生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、生態系サービスを将来にわたって享受できる自然共生社会を実現する。

自然共生社会における国土のランドデザイン

過去に損なわれた生態系を回復していくためには100年という長期的視野で考えていくことも重要です。このため、100年先を見据えて目指すべき目標像として、「自然共生社会における国土のランドデザイン」を具体的なイメージとして示しています。



愛知目標の達成に向けた世界への貢献

私たち一人ひとりの日々の暮らしは地球規模の生物多様性に支えられています。国際的な目標である愛知目標の達成に向けては、このことをしっかりと認識し、地球規模の視野を持って世界の生物多様性の保全と持続可能な利用について、国際的な連携を進めていくことが必要です。わが国は生物多様性日本基金による愛知目標の達成に向けた途上国の能力養成等の支援や、二次的自然環境の持続可能な形での保全を進める SATOYAMA イニシアティブの推進等を通じ、積極的に国際貢献をしていきます。

愛知目標の達成に向けたわが国の国別目標等

戦略目標	国別目標	主要行動目標	対応する愛知目標
戦略目標A: 生物多様性の損失の根本原因に対処	A-1: 「生物多様性の社会における主流化」の達成等	A-1-1: 生物多様性の広報・教育・普及啓発等の充実・強化	1
		A-1-2: 生物多様性等の経済的な評価などによる可視化の取組の推進	2
		A-1-3: 地方自治体における生物多様性地域戦略の策定や実践的な取組の促進 2013年までに生物多様性地域戦略の策定の手引きの改定	3 4
		A-1-4: 生物多様性への配慮事項が盛り込まれた国・地方自治体の戦略・計画等の策定の促進、奨励措置による生物多様性への影響の考慮、生物多様性に配慮した奨励措置の実施	
		A-1-5: 持続可能な事業活動のための方針の設定・公表とその実施の奨励	
戦略目標B: 生態系を悪化させる人為的圧力等の最小化に向けた取組を進め、持続可能な利用を推進	B-1: 自然生息地の損失速度及びその劣化・分断の減少	B-1-1: 2014年又は2015年初頭に予定されている愛知目標の中間評価までに損失速度や劣化・分断の状況把握のための手法、ベースラインの確立	5
		B-1-2: 2020年までに生息地の劣化・分断の減少のための取組を実施 等	
		B-1-3: 2015年までに鳥獣保護法の施行状況の見直しの実施 等	
		B-1-4: 鳥獣による農作物被害対策や森林被害対策の推進 等	
	B-2: 生物多様性の保全を確保した農林水産業の持続的な実施	B-2-1: 持続的な農業生産の維持や生産基盤の管理といった生産関連活動と生物多様性の保全を両立させる取組の促進	6 7
		B-2-2: 森林の多面的機能の持続的発揮、森林のモニタリング調査の推進 等	
	B-3: 窒素やリン等による汚染状況の改善、水生生物の保全と生産性の向上等	B-2-3: 持続的な漁業と生物多様性の保全を両立させる取組の促進 等	
		B-2-4: 自然と共生した里海づくりの取組の実施	
		B-3-1: 流域からの栄養塩類・有機汚濁物質の削減、2015年3月までに第7次水質総量削減の実施	8
	B-4: 外来生物法の施行状況の検討結果を踏まえた侵略的外来種の特定、定着経路情報の整備、防除の優先度の整理、防除の計画的推進等	B-3-2: 2014年までに水生生物の保全のための下層DO及び水生植物の保全のための透明度についての環境基準化の検討 等	
B-3-3: 生息環境を維持するための管理方針の確立に向けた調査研究の実施			
B-4-1: 2014年までに侵略的外来種リストの作成、定着経路の情報整備 等		9	
B-4-2: 2014年までに防除の優先度の考え方の整理、計画的な防除等の推進、「外来種被害防止行動計画(仮称)」の策定			
B-5: 人為的圧力等の最小化に向けた取組の推進	B-4-3: 優先度の高い侵略的外来種の制御・根絶、これらの取組を通じた希少種の生息状況や本来の生態系の回復の促進		
	B-5-1: 2013年までにサンゴ礁、藻場、干潟、島嶼、亜高山・高山地域等の気候変動に脆弱な生態系に対する人為的圧力等の特定、2015年までに人為的圧力等の生態学的許容値の設定と許容値達成のための取組の実施	10	
戦略目標C: 生態系、種、遺伝子の多様性を保全することにより、生物多様性の状況を改善	C-1: 陸域等の17%、海域等の10%の適切な保全・管理	C-1-1: 2014年又は2015年初頭に予定されている愛知目標の中間評価までに保全・管理の状況把握のための手法、ベースライン、現状の整理	11
		C-1-2: 生物多様性の保全に寄与する地域の指定についての検討と適切な保全・管理の推進	
		C-1-3: 広域レベルにおける生態系ネットワークの方策の検討とその形成の推進 等	
	C-2: 絶滅危惧種の絶滅防止と作物、家畜等の遺伝子の多様性の維持等	C-1-4: 2014年までに重要海域の抽出、保全の必要性及び方法の検討	
		C-2-1: 絶滅危惧種に係る知見の集積、レッドリストの整備と定期的な見直し 等	12 13
戦略目標D: 生物多様性及び生態系サービスから得られる恩恵の強化	D-1: 生態系の保全と回復を通じた生物多様性・生態系サービスから得られる恩恵の強化	C-2-2: 国内希少野生動物植物種の指定、保護増殖の取組の推進 等	
		C-2-3: 絶滅危惧種の絶滅・減少の防止のための基盤整備の推進 等	
		C-2-4: トキ、ツシマヤマメコ等の生息域外保全や野生復帰の推進 等	
	D-2: 劣化した生態系の15%以上の回復等による気候変動の緩和と適応への貢献	C-2-5: 植物遺伝資源保全に関するネットワークの構築 等	
		D-1-1: 持続的な森林経営の確立、多様で健全な森林の整備・保全の推進 等	14
D-3: 名古屋議定書の締結と国内措置の実施	D-1-2: 農業の持続的な営みを通じた農村環境の保全・利用と地域資源の活用 等		
	D-1-3: SATOYAMA イニシアティブの国内外における推進		
	D-1-4: 2013年までに三陸復興国立公園の指定、海岸防災林の復旧・再生の推進 等		
戦略目標E: 生物多様性国家戦略に基づく施策の着実な推進、その基礎となる科学的基盤の強化、生物多様性分野における能力構築の推進	E-1: 生物多様性国家戦略に基づく施策の推進 等	D-1-5: 自然と共生した里海づくりの取組の実施	
		D-1-6: 生物圏保存地域(ユネスコエコパーク)の仕組みを活用した新たな施策展開の検討	
	E-2: 伝統的知識等の尊重、科学的基盤の強化、科学と政策の結びつきの強化、愛知目標の達成に向けた必要な資源(資金、人的資源、技術等)の効果的・効率的動員	D-2-1: 2014年又は2015年初頭に予定されている愛知目標の中間評価までに生態系の保全・回復の状況把握のための手法、ベースラインの確立 等	15
		D-2-2: 生態系の保全と回復対策の推進による気候変動の緩和と適応対策の推進	
		D-2-3: 森林施策の適切な実施等の森林吸収源対策の推進、緑の回廊の設定 等	
		D-3-1: 可能な限り早期に名古屋議定書を締結、遅くとも2015年までに遺伝資源の利用を監視するためのチェックポイントの設置・普及啓発等の実施による名古屋議定書の義務の着実な実施	16
戦略目標E: 生物多様性国家戦略に基づく施策の着実な推進、その基礎となる科学的基盤の強化、生物多様性分野における能力構築の推進	E-1-1: 必要に応じ2015年から2016年にかけて生物多様性国家戦略の見直しの実施	D-3-2: 地球環境ファシリティー(GEF)や名古屋議定書実施基金等を通じた議定書の締結を目指す途上国への支援の促進	
		E-1-2: 地球環境ファシリティー(GEF)や生物多様性日本基金等を活用した世界全体での個別目標17の達成への貢献	17
	E-2-1: 伝統的生活文化の智慧や資源利用技術の再評価、継承・活用の促進	E-2-1: 伝統的生活文化の智慧や資源利用技術の再評価、継承・活用の促進	18
		E-2-2: 自然環境データの充実、継続的な更新・速報性の向上 等	19
		E-2-3: 海洋生物・生態系に関する科学的知見の充実	20
		E-2-4: 生物多様性に関する総合的な評価の実施、わが国の国別目標の中間評価	
E-2-5: IPBESへの積極的な参加・貢献、国内体制の整備			
E-2-6: わが国における資源動員状況の把握及び生物多様性条約事務局への報告体制の整備			

※国別目標の目標年はB-5、D-3、E-1が2015年、それ以外の国別目標は2020年。主要行動目標の目標年は年が未記載の場合、国別目標の目標年に同じ。